

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 災害救助に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則（人事課）	1
訓 令	
○ 執務環境規程の一部を改正する訓令（人事課）	1

公布された法令のあらまし

◎災害救助に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則（規則第4号）

職員の給与等に関する条例の一部改正により、行政職の職員の職務の級が1級から10級まで（現行：2級から特10級まで）とされることに伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

規 則

災害救助に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第4号

災害救助に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則

（災害救助に関する手続等を定める規則の一部改正）

第1条 災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第2政令第4条第1号から第4号までに掲げる者の款中「6級」を「5級」に、「3級」を「2級」に改める。

（建設業に関する手続を定める規則の一部改正）

第2条 建設業に関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に、「3級」を「2級」に改める。

（兵庫県自治研修所規則の一部改正）

第3条 兵庫県自治研修所規則（昭和43年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「もつて」を「もって」に改める。

別表県職員研修の款職員研修の項中「行政職3級」を「行政職2級」に改め、同款監督職研修の項中「行政職6級」を「行政職5級」に改め、同款管理職研修の項中「行政職7級」を「行政職6級」に、「立つて」を「立って」に改め、同表市町職員研修の款管理職研修の項中「立つて」を「立って」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第2号

本 庁
地 方 機 関

執務環境規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

執務環境規程の一部を改正する訓令

執務環境規程（昭和49年兵庫県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表職員の欄中「行政職8級」を「行政職7級」に、「行政職7級」を「行政職6級」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。